

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	日興建設（株）	茨城県高萩市安良川 9 1 5 - 4
2. 指名停止措置期間	令和7年4月4日から令和7年6月3日まで（2か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	日興建設(株)は、高萩工事事務所発注の「05 国補河改第05-05-529-A-001 号河川改修工事」において、令和7年1月8日、積ブロックの設置作業の際、施工計画と異なる方法でコンクリートブロックを運搬するなど、不適切な安全管理の措置により、下請作業員が重傷を負う事故を生じさせた。また、同社は、重傷事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規程」という。）別表第2第8号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第2） 事故等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～7 （略）	
	（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内